第四表

機関の種類	算式
電気点火機関	D
ディーゼル機関	0.15×A＋0.15×B＋0.5×C＋0.2×D

備考　Aは全負荷の四分の一の分力試験における一時間一キロワット当たりの燃料油消費量（グラム）とし、Bは全負荷の二分の一の分力試験におけるものとし、Cは全負荷の四分の三の分力試験におけるものとし、Dは全負荷試験におけるものとする。

第九条第四号に次の表を加える。

第五表

機関の種類（計画出力）	燃料油消費率（グラム／時／キロワット）
三〇キロワット以下のもの	三九〇
三〇キロワットを超え六〇キロワット以下のもの	三八五
六〇キロワットを超え八〇キロワット以下のもの	三八〇
八〇キロワットを超え一〇〇キロワット以下のもの	三七五
一〇〇キロワットを超えるもの	三七〇
電気点火機関	
七五キロワット以下のもの	二六七
七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のもの	二四八
一五〇キロワットを超え三〇〇キロワット以下のもの	二三三
三〇〇キロワットを超え四五〇キロワット以下のもの	二三二
四五〇キロワットを超えるもの	二二九
ディーゼル機関	
シリンダ直径一五〇ミリメートル未満	
七四キロワット以下のもの	二四〇
一八四キロワットを超え三六八キロワット以下のもの	二二九
三六八キロワットを超え七三六キロワット以下のもの	二二五
七三六キロワットを超え一四七一キロワット以下のもの	二二六
一四七一キロワットを超えるもの	二二〇
シリンダ直径一五〇ミリメートル以上	
行程とシリンダ直径との比が一・五未満	
一八四キロワットを超え三六八キロワット以下のもの	二一九
三六八キロワットを超え七三六キロワット以下のもの	二一四
七三六キロワットを超え一四七一キロワット以下のもの	二〇五
一四七一キロワットを超えるもの	二〇〇
行程とシリンダ直径との比が一・五以上	
一八四キロワットを超え三六八キロワット以下のもの	二一九
三六八キロワットを超え七三六キロワット以下のもの	二一四
七三六キロワットを超え一四七一キロワット以下のもの	二〇五
一四七一キロワットを超えるもの	二〇〇

備考　減速歯車を有するもの及び流体継手を有するものについての燃料油消費率の値は、この表の下欄の燃料油消費率に対して、それぞれ五パーセント増とする。

第九条第五号中「上昇温度の限度が左の表の上欄に掲げる測定箇所に応じ、それぞれ同表下欄に掲げるもの以下であること」を「主軸軸受、クランクピン軸受及びピストンピン軸受におけるそれぞれの上昇温度の限度が設計上の最大上昇温度以下であること」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、主軸軸受、クランクピン軸受及びピストンピン軸受におけるそれぞれの温度計測が困難な構造の機関にあつては、潤滑油、冷却水及び排気の上昇温度の限度が設計上の最大上昇温度以下であること。

第九条第五号の表を削り、同条第六号中「ジーゼル機関について」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、「百十パーセント」の下に「（シリンダ直径百七十ミリメートル以下の機関にあつては、百二十パーセント）」を加え、同条第七号中「推進機関」を「機関」に改め、「ジーゼル機関にあつては」及び「、焼玉機関にあつては全負荷で大気圧から〇・九八メガパスカル」を削り、「空気そう」を「空気タンク」に改め、同条第八号中「左の」を「次の」に改め、「回転数で」の下に「十分以上」を加え、「クラッチのかん脱」を「クラッチのかん脱」に改め、「。この場合において焼玉機関にあつては、調速機の作動が良好であること」を削り、同号ただし書を次のように改める。

ただし、危険なねじり振動が発生する機関にあつては、当該振動の領域を避けた最も低い回転数で特性試験を行つても差し支えない。

第九条第八号の表を次のように改める。

漁船の種類	荷重	回転数
棒受網漁船 一本釣漁船 刺網漁船	四分の一負荷に相当する荷重	規定回転数の二分の一の回転数
はえなわ漁船	八分の一負荷に相当する荷重	規定回転数の二分の一の回転数
底びき網漁船 まき網漁船	四分の三負荷に相当する荷重	二分の一負荷における回転数

第九条第九号中「逆転クラッチ」を「逆転クラッチ」に、「推進機関」を「機関」に、「当り」を「当たり」に、「二十分」を「十分」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、逆転歯車のピニオン部における温度計測が困難な構造の機関にあつては、潤滑油及び冷却水の上昇温度の限度が設計上の最大上昇温度以下であること。

第九条第十号中「すべて」を「全て」に、「最終の試験」を「、最終の試験」に、「左の」を「、次の」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、解放検査の対象である機関が法第二十五条第一項の規定による検査に合格したことがある機関と同一の型式、計画出力、シリンダの数及び直径、行程、回転数並びに製作所のものであり、かつ、前各号のいずれの試験においても異常が認められない場合は、当該検査を省略しても差し支えない。

第九条第十号の表ピストンピンの硬度の項中「ショアー硬度」を「ショアー硬度」に改め、同表シリンダとピストンすそ部との間隙の項中「ピストンすそ部」を「ピストン裾部」に改め、同表ピストンリングとそのみぞとの間隙（三番ピストンリング以下）の項中「みぞ」を「溝」に改め、同表ピストンピンとそのメタルとの間隙の項中「電気点火機関及びジーゼル機関にあつては」及び「、焼玉機関にあつては直径の一万分の五に百分の十二ミリメートルを加えた数値以内」を削り、同表クランク軸とそのメタルとの間隙の項及びクランクピンとそのメタルとの間隙の項中「電気点火機関及びジーゼル機関にあつては」及び「、焼玉機関にあつては直径の一万分の五に百分の十五ミリメートルを加えた数値以内」を削る。

第十条中「及び調速機試験」の下に「（電気点火機関にあつては調速機試験を除く。）」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「荷重は、全負荷における荷重の四分の一、二分の一、四分の三、四分の四及び十分の十一」を削り、「発電機駆動用ジーゼル機関の」を「発電機駆動用ディーゼル機関に係る負荷試験の燃料油消費率については、第一表の算式により算出して得た燃料油消費率が、第二表の上欄に掲げる補機関の出力に応じ、それぞれ同表下欄に掲げるもの以下であることとする。また、発電機駆動用ディーゼル機関に係る」に、「こえず、且つ」を「超えず、かつ」に改め、同条に次の二表を加える。